

令和8年度

駐車場満空情報収集設備整備業務

仕様書

## I 業務の目的

令和6年度に「駐車場満空情報収集設備整備業務」で設置及び構築した設備について、保守及び運用を行うことで、各設備機器等の正常かつ安定的な稼働を維持するもの。

この保守運用業務を行うことによって、当該業務と一体的な運用となっている「駐車場満空アプリ（高松市が運用）」等において、対象駐車場における満空情報の表示を行うことが可能となり、高松中心市街地への自動車の流入を抑制するとともに、公共交通等への転換等を促していくものである。

## II 業務の内容

### (1) 駐車場満空情報収集設備の運用

#### ア 在車台数の検知及びデータ基盤との連携

対象駐車場に設置している駐車場満空情報収集設備（IoTセンサー、プロトコル変換機）により、在車台数を検知し、満空情報を常時把握するとともに、高松市が運用する「駐車場満空アプリ」で満空情報を表示させるために、高松市地理空間データ基盤に対して、検知した在車台数の情報提供（ネットワーク機器等によるAPI連携）を行うこと。

なお、対象駐車場は、以下のとおりとする。

No	駐車場名称	住所
1	多目的広場地下駐車場	高松市サンポート5
2	シンボルタワー地下駐車場	高松市サンポート2-1
3	香川県番町地下駐車場	高松市番町3-1-1
4	香川県玉藻町駐車場	高松市玉藻町12-2

#### イ カーナビアプリとの連携

上記アと同様、対象駐車場で検知した在車台数を、カーナビアプリにも情報提供することで連携を図ること。

### (2) サービスの保守運用窓口の設置

サービスを運用するために、保守対応を受付する一括窓口を設置すること。

なお、受付時間は平日9時から17時までとし、受け付け次第、迅速な解決に努めるものとする。

※年末年始やその他長期休暇、企業の公休日、昼休憩(12時～13時)はその限りではない。

なお、所定時間外に障害が発生した場合においても、対応は、原則、平日所定の受付時間内での実施とする。

### (3) システム運用支援

本システムに精通した SE を配置し、運用維持を可能とする体制を構築すること。また、運用や設定変更に際しては、各駐車場からの相談、質問には全面的に支援できるような体制を構築すること。

なお、保守運用支援は(2)と同様、原則、平日9時～17時に対応し、各駐車場からの問い合わせやリモートでの障害切り分けを行える体制を整備すること。

### (4) 保守対応

システム機能維持を目的としてソフトウェアの保守作業を行うこと。また、円滑な保守のため、各機器・システムの受付は一括窓口で対応すること。

障害発生時の対応は、以下の手順により実施するものとする。

#### ① リモート一次切り分け

障害発生時は、原則として受託者にてリモート操作により、当該事象が仲介サーバー起因か否かの一次切り分けを実施すること。

#### ② 指定管理者による現地切り分け

一次切り分けの結果、仲介サーバー起因ではないと判断した場合、県に事象の連絡及び確認を行うものとする。

そのうえで、県及び指定管理者と連携し、現地での切り分け作業を実施すること。

#### ③ 現地作業の要否判断

指定管理者による現地切り分けの結果、受託者による現地作業が必要と判断される場合、受託者と県が協議のうえ、現地作業を実施すること。

※現地作業の実施条件及び費用の取り扱いについては、その都度、県と協議のうえ決定するものとする。

### (5) 保守内容

保守の内容としては、以下のとおりとする。

ア 障害時の連絡対応、問診。

イ リモートでの障害原因の切り分け作業。

ウ 必要に応じてソフトウェア（本事業に関する部分）の回復。

エ 運用に関する質問への回答。

オ 駐車場の基本情報に変更が生じた際は、県からの連絡をもって、受託者に変更内容を提供するものとする。

カ 各駐車場からの問い合わせは、県が集約し、県から一括窓口で架電するものとする。

※システム障害発生時には、関係者と十分な協議の上、復旧を行うこと。

#### (6) 保守対象外の内容

以下の内容は、保守の対象外とする。

- ア 県が善良な仕様管理者の注意義務を怠ったことにより障害が発生したとき。
- イ 天災、その他の不可抗力により障害が発生したとき。
- ウ 不可抗力、その他受託者の責に問えない理由により、受託者が保守義務を履行できないとき。
- エ 受託者の指定する機関以外の者による補修を原因として障害が発生したとき。
- オ 保守の必要上、県の確認を得て、消耗品又は付属品等を交換・補充したとき。
- カ ブラウザの変更及びバージョンアップ、セキュリティパッチ適用等、県の事情により作業が発生したとき。
- キ 他社システムとの連携で他社システムの障害や仕様変更を原因として、障害が発生したとき。

#### Ⅲ 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日

#### Ⅳ その他

- ア 本運用期間中はサポート可能な OS・ミドルウェアを使用し、脆弱性が発見された際は速やかに対応すること。
- イ 本業務の目的を達成するために必要な事項は、本仕様書に定めのないことであっても、県と協議するなど真摯に対応すること。
- ウ その他、本仕様書に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、県と協議して決定するものとする。